平成２３年（フ）第６２２号
広島県廿日市市城内１丁目６番33―407号
債務者　金田　繁子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６３３号
広島市安佐南区緑井５丁目５番14―201号
債務者　宮地　健一
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６３９号
広島市西区庚午北２丁目18番21―402号
債務者　石丸　　勇
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５８号
山口県下関市汐入町18番18号
債務者　築地原喜代美
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第９５号
山口県下関市豊浦町大字室津下21番地94
債務者　稗田　　壽
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２３６号
愛媛県松山市土居町1124番地１
債務者　上田　靖昭
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２４５号
愛媛県松山市中村３丁目６番12号
債務者　堀江　安江
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２５２号
愛媛県松山市市坪南１丁目16番31号
債務者　中西　和代
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２４７号
高知市竹島町80番地13　リバープール竹島202
債務者　森田　千恵
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２７８号
高知県土佐市蓮池2436番地３
債務者　結城　洋子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２８１号
高知市仁井田3455番地
債務者　濵田　義弘
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８１号
福岡県飯塚市小正716番地３
債務者　櫻木　秀樹
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第９６号
福岡県嘉麻市上臼井949番地１
債務者　前田　恵子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１０２号
福岡県飯塚市赤坂608番地19　市営新町東住宅162号
債務者　鮫島　幸子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１９１号
福岡県久留米市諏訪野町1550番地１　土屋ハイツ101号
債務者　尾野　梨乃（旧姓緒方）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２６号
福岡県筑後市大字井田314番地　市営住宅井田団地211号室
債務者　吉武三貴子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第２２８号
鹿児島県鹿児島市新照院町25番18号
債務者　山下　辰美
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２６０号
鹿児島県鹿児島市紫原４丁目21番７号　第１メゾン紫原406号
債務者　清水　秀明
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係